

Title	戦後の関税政策 (下)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.5 (1917. 5) ,p.581(1)- 603(23)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170501-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(む望を記附御旨る依に告廣誌雜會學田三は節の文注御へ主告廣)

三田カレッジ
タウンに於ける唯一
の理想的な

米華堂カレッジ

三田
一丁目
十一番地
停留所際
電話芝四二六六

金健全なる精神は
言健全なる身體に宿る
弊社は

健全なる身心の鍛煉に最
も理想的な各種運動用器
具を廉價に提供致します

日本體育用品株式會社

芝區三田通
三田育種場際

三田學會雜誌 第十一卷第五號

論 說

戦後の關稅政策(下)

堀江 歸一

四

一國が關稅制度を構成するに當り、關稅を通じて國庫に最多額の收入を收むるの一事に重きを置くこと、從來の英國の如くならんか、稅則の制定容易の業たるを得べく、輸入貨物に對する國民需要の程度を測定し、著しく國民に苛重の負擔を加へて、消費を節約せしむるに至らざる限度に於て稅率を定むると同時に、輸入貨物

と同一の内地生産品ある場合には、前者に對して賦課せらるゝ輸入税と同額の物産税を後者に賦課すれば、以て關稅をして國庫收入の目的に適合せしむるを得べし。英國が多年單一關稅則の下に、其關稅を律し、最も簡單に多額の收入を國庫に收め得たる所以なり。然らば一國が斯る簡單なる方針より一變して、關稅政策に保護主義を加味し、帝國主義を參酌したりとすれば、關稅則の制定は如何なる状態に赴く可きや。帝國主義の下に關稅則を制定する以上は、殖民地産物に特惠を與へ、其輸入に對して、課するに低率の輸入税を以てせざる可からず、或は其無税輸入を認めざる可からざる一方に、外國より輸入する同種の貨物に對しては、殖民地産物に對するよりも、高率の輸入税を賦課せざる可からず。茲に於てか假に其國にして殖民地並に外國より從來物資の供給を受け、殊に後者の供給に倚賴するもの多きを占むるの地位に居らんか、英國に於ける各種食料品、羊毛織物原料を除きたる各種原料品の如きは、即ち此地位に居るものなり。殖民地に特惠を與ふるの必要より、從來無税の下に輸入したる外國の貨物に課税す可く、其結果として原料品食料品の供給に支障招をかれざれば已まず。或は從來一國が保護政策を實行し、其

手段として殖民地の産物に輸入税を賦課したるものなりとせんか、特惠の趣意を達する爲めに、殖民地貨物の輸入を自由にするは、即ち保護政策の効果を喪失するものと認めざるを得ず。此他保護政策の下に、内國の農業と製造工業との利害を調和するの困難あり、保護の爲めに賦課せらるゝ關稅が國庫收入の意義を喪失するに至るの危険あり、更に一國の保護關稅が他國の報復を誘致し、國際間の貿易を杜絶せしむるの損失あり、數へ來れば、保護關稅の下に、一國關稅則の紛糾する事情少なしとせず。然も保護政策を實行し來れる諸國は、是等の問題に接するや、必ずしも徹底的解決を試みず、内地の産業を保護する爲めに、外國貨物に輸入税を賦課するも、其税率をして禁止的程度に至らしめず、斯くして或る程度の輸入の依然として行はるゝ以上は、輸入税は保護税にして、同時に國庫收入の用を致す可く、斯る事實は常に歐洲大陸諸國に於て實驗したる所なり。本國殖民地間に於ける特惠關稅制度の組織は、英國に於て年來の一問題たるを失はずと雖も、殖民地より輸入する食料品原料品の數量に比較して、諸外國より輸入する同種貨物の數量の遙に大なる今日、特惠關稅に依て、前者を迎うる爲めに、後者を斥くるを不可なりとして、

容易に行はれず、纔に二三殖民地の本國貨物の輸入に對して與ふる特惠を受くるに止まれり。

從來と雖も保護主義又は帝國主義を以て、關稅を律する場合に、困難を生じたることの斯の如きものあり。更に歐洲戦後巴里經濟會議の決議を遵奉して、加盟諸國が關稅政策を決定せんとする場合には、實際に如何なる關係を生ず可きや。之を英國に就て云はんか、經濟會議の決議を實行するに當ては、第一英國は大英帝國と聯合諸國との關係を緊密ならしめ、第二斯く關係の緊密と爲れる諸國をして戦時並に平時に於て必需品に就て自給の實力を有せしめざる可からざる一方に、其關稅則に於ては、第一英國内の農工業を保護し、第二帝國の一部分たる殖民地に對して特惠的取扱を認め、第三聯合諸國の間に於ては相互に有利なる關稅の協定を遂げて、諸國間の經濟的連鎖とし、第四諸中立國に對しては國定關稅則を適用し、第五諸敵國に對しては國定關稅則に於ける稅率よりも高度の輸入稅を適用し、或は敵國の經濟的實力の恢復を妨害するの目的を以て、或は聯合諸國が經濟上必要なる物資の供給に就て、敵國に依頼するの勢を制限するの目的を以て、聯合諸國と敵國

との關係を遮斷するの方針に出づるを必要とす可し。巴里經濟會議召集の前後巴里英國商業會議所會頭サー、ピルターの三段關稅論なるもの世に公にせられ、聯合諸國は戦後敵國に對して最高率の關稅を、聯合諸國間に最低率の關稅を賦課し、而して中立諸國には臨むに中位の關稅率を以てす可きことを論じたるが、更に戦時社會の一部に醸成せられつゝある自給自足主義の經濟生活を實現する爲めには、英國農業に對する保護關稅を必要とし、又殖民地に對する特惠を戦後帝國主義の勃興しつゝある機會に於て行はんとする以上は、三段關稅を以て、到底其目的を果す可からず、五段關稅則の制定亦遂に已むを得ざる所とす可きか。然も斯る複雑なる關稅則は果して其目的とする帝國の自給自足、敵國經濟力の破壊、聯合諸國間の經濟的結合と云ふが如き、幾多の企圖を實現するに足るものありや否や、一箇の疑問たらざるを得ず。

國民の生活に必要な物資に對して、自給自足の主義を適用せんとする思潮は、戦時斯る物資の供給に就て不安の念に襲はれ、戦後尙ほ恐怖の記憶を去らざる交戦國民の間に發生するを免かれず、英國に於て今日食料品自給の説に接するが如

き、敢て異とするに足らずと雖も、英國が年來荒廢して顧みられざりし農業を復興し、其産物を増加して、以て國民の需要に應せしめんとするには、海外より供給せらるゝ農産物に課するに輸入税を以てし、其供給を遮断せざる可からず。其海外と云へるは、所謂オーツァー、シーにして、外國並に殖民地を含むものなり。自給自足の經濟生活を全うするの見地より論ずるときは、英國が本國を距ると頗る遠き殖民地より供給を受くるは、外國より供給を受くると比較して、何等異なる所ありとする能はず。固より外國は英國が或る物資を必要とするの時に臨んで、自國の利害より判断して、其物資の輸出を制限することある可く、或は特に英國を困惑せしむる爲めに、同様の處置を講ずることある可しと雖も、英帝國の一部分たる殖民地に供給を仰ぐときは、斯る場合に際會して、殖民地は本國の利益に殉するを辭せざる可し。即ち英國の如き多數の殖民地を包擁する國に於て、母國を中心として、之に殖民地を附屬せしめ、自給自足の經濟生活を實現する所說の行はるゝ所以にして、獨立國間の關稅同盟を組織するに比較すれば、本國殖民地間の關稅同盟は其成立の自然に行はるゝの觀あるが如し。然も今日歐洲諸國の有する殖民地なる

ものは、多く本國を距ること幾千哩の遠きに在るを以て、精神的結合は如何に鞏固なりとするも、本國殖民地間の地理的關係は自ら疎遠にして、有事の際自國の海軍力を以て、本國殖民地間の海上權を擁護し、兩者の交通を安全にして、以て大陸國が陸上に於て收めつゝある自給自足の状態と異ならざる状態を海上に收むるを得るや否、や疑はしく、此點に疑ある以上は、一國が自給自足の經濟生活を全うするものは、其外國たると殖民地たるとを問はず、苟もオーツァー、シーの供給に屬するものは、一切之を排斥し、自國民の生存に必要な物資は舉げて内國の供給に求めざる可からざるの道理なり。然るに従來英國に於て主張せらるゝ關稅改革論は多く自給自足の經濟生活を目標とするものなるに拘はらず、一切の必需品を内國に於て生産せんとする程度まで主義を徹底せしむる能はず、縱に本國殖民地間の自給自足に安んずるは、要するに前者の如き自給自足論の望む能はざるに出づるものとす可きなり。

五

前記五段關稅則論に於て示さるゝが如く、英國が自國の産業を保護し、殖民地に

對して特惠關稅の制度を布く以上は假令ひ聯合諸國に對しては、關稅上の協定に依て、互に市場を拓き、又經濟上の關係を密ならしむるの方針に出づるものとするも、從來少數の輸入品を除き、他の一切の物資に對して、自由輸入の方針を取りたる英國に斯る變動の生ずるに於ては、英國の聯合諸國より輸入する物資にして、從來無稅なりしものが今後新に課稅せらるゝことなしとす可からず。試に二三の食料品に就て研究の歩を進むる爲め、千九百十三年中の統計に基き、輸入國別を表示するに、左の如し。(單位一千磅)

大英帝國より		聯合諸國より		中立諸國より	
濠洲	牛肉(鮮肉、冷蔵肉を含む)	アルゼンチーン	一二、八一五	丁	八、八六七
新西蘭	三九三	ウルグアイ	七〇七	北米合衆國	八、八三八
濠洲	牛肉(鹹肉、罐詰肉を含む)	アルゼンチーン	七六五		
	一、一三四	北米合衆國	五六一		
加奈陀	鹹豚肉、燻製豚肉				
	一、二〇〇				
	露西亞				
	六八五				

新西蘭	羊肉	和蘭	六三四
濠洲	四、九六五	アルゼンチーン	一、九〇八
	三、一二八	智利並にウルグアイ	五八二
加奈陀	獸脂		
	二二九	合衆國	五、一八五
合計	一三、一八三		四〇、八六三

以上諸種の食料品に就て見るに、英國の輸入額百に對し、中立諸國の供給は七十四を、殖民地の供給は二十四を占むるの狀況なり。從來主唱せられたる關稅改革論を以てするも、百中の七十四を排斥して、其二十四に重きを置くが如くに供給の方嚮を一變することの英國に取つて不利なるは論を俟たず。此場合に聯合諸國の供給にして相當の程度に居らんか、殖民地の供給と合せたるものを以て中立諸國の供給に代らしむるの望ある可しと雖も、纔に露西亞の一國より少額の供給あるのみにして、殆ど數ふるに足らず。然らば英國が中立諸國の供給を排除するが如き、立國の上に大なる危険を齎すものと云はざるを得ず。

次に牛酪、鶏卵、乾酪の供給國別に就て見るも、千九百十三年中の輸入額三千九百

九十七萬八千磅の内、殖民地の供給は一千六十四萬三千磅、聯合諸國の供給は一千一百十七萬二千磅、中立諸國の供給は一千七百五十七萬一千磅にして、三者略ぼ同等の地位に居り、特に其孰れをも重しとする能はず。次に主要穀物たる小麦、麥粉、大麥、玉蜀黍、燕麥の供給國別を見るに、殖民地の供給高二千六百五十七萬二千磅に對し、中立諸國の供給高四千一百二十萬七千磅に居り、聯合諸國の供給高六百二十八萬二千磅の六分の五は露國の供給に係るものなり。然らば何れの種類に屬するを問はず、食料品に就て、英國が専ら依頼するは中立國の供給にして、殖民地の供給に非ず、中立國の供給を排斥するの結果、殖民地に於ける食料品の生産を盛ならしめ、其産出高に生じたる餘裕を以て、中立國の供給に代らしむるを得れば、關稅改革論は往年チエンパーレン氏の主唱したる當時に於て少なくとも世間の一部より蒙れる非難を免かるゝを得たりしの道理なり。又今回戦争を機會として主張せらるゝ關稅改革論は殖民地の外に、聯合諸國を擧げて、原料品、食料品の供給國たらしむるの點に於て、往年の關稅改革論と趣の異なるものありと雖も、聯合諸國中能く英國に向つて食料品を供給することの豊富なるものありやと云へば、一とし

て之を求むる能はず、纔に一の露國ありて、五百十八萬七千磅の穀物を供給するのみ。即ち往年の關稅改革に於て、殖民地の生産高又は生産増加見込高を以て、諸外國の供給高に代らしむることの困難なりしが如く、今後の關稅改革に於て、殖民地と聯合諸國との供給高を合せたるものを以て、中立諸國の供給に代らしむることも亦困難なりとせざる可からず。

聯合諸國中の如何なる國も英國に對して全然食料品を供給せざる場合には、英國は戦後に於て殖民地並に中立諸國より食料品の供給を受け、内國消費者の利害の許す程度に應じて、殖民地食料品と中立諸國食料品との間に課稅上の取扱を區別し、關稅特惠の趣意を發揮する爲めに、殖民地食料品に課稅を免除すると共に、中立諸國食料品に若干の課稅を加へ、一方に殖民地に向つては食料品の産出を獎勵し、其母國に供給せらるゝものを豊富ならしむるを期するを得べく、斯の如くするは一箇の經濟政策たるを失はずと雖も、之を事實に徴するに、聯合國中例へば露西亞の如き、現に英國に食料品を供給する國あり、斯る國に對する取扱は之を如何にす可きや。英國にして自國の農業を保護するの手段に出づるも、殖民地に特惠を

與ふるの政策を取るも、露西亞より輸入する穀物に對しては、重く課稅せざる可からざるが如しと雖も、露國にして聯合國の一員と爲り、戰後經濟會議の決議に従ひ、獨逸に對する貿易上の關係を斷絶せんとするの時に當つて、英國が殖民地と聯合國たる露國との貨物に就て、關稅上の取扱を區別し、前者に向つて國民の需要を集中せしむるの結果、後者に向つて自然需要の減少す可き狀況を醸成して、果して露國の同意を求むるを得べきや否や。蓋し獨逸は露西亞が自家の最大顧客とする所にして、後者輸出貿易の三分の一は實に獨逸市場を販路とするものなり。露國が獨逸に於て失ひたる商品の販路を盡く聯合諸國に於て恢復し、諸國亦之を恢復せしむる爲めに、有利なる取扱を爲すに於ては戰後に於て經濟上の聯合を計畫し、露國をして其一員たらしむる亦難きに非ざるが如しと雖も、英國の如き前記五段關稅則の計畫に於て、殖民地に對するよりも、聯合諸國に對して、不利の取扱を爲す以上は、此事たる、邊に之を望む可からざるなり。

聯合諸國が關稅を改革する一目的として、獨逸商品の聯合諸國市場に輸入せらるゝことを妨害し、以て獨逸經濟上の實力の戰後に於ける恢復を挫折せしむるの

希望を懷きつゝあるは、之を掩う可からず。固より獨逸の生産品に對して禁止的重稅を賦課するに於ては、此種の希望亦到達せらるゝが如しと雖も、輸入禁止の效果の及ぶ所は獨逸より直接に諸外國に輸出せらるゝ貨物に限らるゝのみ。中立諸國を經由して、聯合諸國に輸入せらるゝ獨逸商品に此種の禁制を施すの困難なるは勿論にして、多數の貨物は其原産地を隱蔽し、和蘭、瑞典、瑞西、西班牙等を經由して、聯合諸國に供給せらる可く、諸國は從來に比較して、餘分の運賃と仲介業者の手數料とを負擔せざるを得ざると爲る可し。而して英國が獨逸の物資を排斥する方針を厲行し、總て獨逸を原産地とする物資の他國を經由して、國內に輸入せらるゝことを禁止するも、果して獨逸の輸出貿易に幾何の打撃を加ふるを得べきや。蓋し獨逸の輸出品中、砂糖、綿製品、毛織物、鐵、鋼鐵並に同上製造品、機械、硝子、玩具の如きは、最も重要な地位を占め、千九百十三年中に於ける對英輸出の數量に就て見るも、砂糖は一千萬磅を超へ、綿製品、鐵、鋼鐵は共に七百五十萬磅臺に居り、機械毛織物は二百數十萬磅を上下し、硝子、玩具は百萬磅を下らず。是等物資の販路を禁遏するは、即ち獨逸戰後の經濟を窮迫せしむる所以にして、英國が聯合諸國を糾

合して、一種の經濟的結合を設け、獨逸に一撃を加へんとする場合には、此點に力を致さざる可からずと雖も、英國の排斥したる獨逸の貨物は如何なる邊に其販路を求めんとするや。英國が獨逸の貨物を排斥したる結果として、獨逸の生産業者が貨物の販路に目前の縮小を來すものと信じて、生産の規模に販路に於けると同様、の縮小を行へば、即ち英國の政策に依て、獨逸の經濟を苦しむるの目的を達す可く、聯合諸國亦英國と嚮背を一にすることに依て、此勢を大ならしむるを得べしと雖も、今回の戦争が如何なる状態に於て終熄するを問はず、聯合諸國と同盟諸國との相對峙する一面に於て、有力なる中立諸國の介在するの一事を閑却す可からず。茲に於てか英國以下聯合諸國が獨逸の物資を排斥するときは、實際に於て二種の變動を國際貿易の徑路に生ぜざるを得ず。第一英國其他の諸國に依て排斥せられたる獨逸の物資は中立國たる諸國に向つて販路を求む可く、斯くて中立諸國の物資は獨逸物資の輸入増加に依て、外國に輸出せらるゝの勢を加ふるに至る可く、第二中立諸國は英國以下聯合諸國の排斥する獨逸の半製品原料品の類を輸入し、之に加工して製造したる既製品を英國に輸出するは勿論、英國が是等の半製品原

料品を排斥して、原料の供給に缺乏を招くの機會に乗じて、外國に於て英國製造品に對して競争を試み、之を壓倒するに至る可し。從來英獨兩國の間に貿易の行はるゝや、兩國共に利益を收めたるは當然の事實にして、獨逸が英國の物資を賣却して得たる利益と英國が獨逸より物資を購入して得たる利益とを比較して、前者を以て後者よりも大なりしとするが如き、正確なる根據に基きたる議論を以て許す可からず。此事は既に前號所載論文の一部分に於ても論述したり。果して然らば英獨兩國貿易の杜絶したる曉に、英國の貿易よりも、獨逸の貿易に大なる損害を及ぼす可しと云ふが如き、不通の議論なるのみ。英國が戦前獨逸に供給を仰ぎたる砂糖、織物、機械、化學工藝品等を排斥せんか、自國內に之を生産すると、他國に供給を求むるとを問はず、之に對して代價を支拂はざる可からざるは必然の勢にして、國家をして此種の損失に當らしめて、顧みる所なきが如きは、要するに産業特化、分業、國際間に於ける交易等に伴ふ利益を蔑視するの嘆あるを免かれざるなり。彼の五段關稅則の如き複雑なる關稅則にして採用せられんか、英國は從來の稅則に於て自由輸入を認めたる聯合諸國の貨物に對して、或る課稅を加ふるを要す可く、

無稅品を一變して、有稅品とするが如き、決して經濟上の結合を鞏固ならしむるの所以とす可からず。而して中立諸國の貨物に對する輸入稅の如き、殖民地に對する稅率、聯合諸國に對する稅率に比較して、高きに居らざる可からざる以上は、其國實際に於ける通商の妨碍を成すや論を俟たざるなり。

六

今回の歐洲戰爭に際して、英國は年來の自由貿易の爲めに、戦時の經濟を營むに就て大なる困難に逢着したりとの議論は保護貿易論者又は關稅改革論者の常に提唱して已まざる所なり。固より軍事上の見地より云ふときは、歐洲戰爭は假令ひ今後聯合國側の勝利を告ぐるとするも、英國に取つては大なる成效を以て目す可からず。國內の生産業を荒廢し、國民の多數を擧げて、直接間接に不生産的事業に關係せしめ、三年に近き日子を費して、尙ほ戰爭の終局を告ぐる能はざるが如き、戰爭に對する平常の準備に缺くる所ありて、尙ほ戰爭に従ひたるの結果とせざる可からずと雖も、斯く戰爭の進行に蹉跌したるは、果して英國自由貿易の結果に歸す可きものなるか。自由貿易の英國に行はれて久しきを經たるが爲めに、英國經

濟社會の發達が極めて特殊的と爲り、内國に工業發達して、農業衰微し、食料品を始めとして農産物の供給を外國に仰ぎ、自國工藝品の輸出、外國に放下したる資本に對して生ずる利子收益の收入、海運業の收入等を以て、輸入品の代價を決濟するの狀況を現出するに至れり。故に今回の如き世界的戰爭に従ひ、殊に獨逸の如き主力艦隊の勢力に於て、英國に劣るものもあるも、尙ほ潜航艇を利用するに大膽にして、英國に向つて潜航艇封鎖を行ふの國を對手として争ふ場合には、外國物資の供給に依頼する經濟生活の進行に種々の困難を醸すに至るを免かれず。第一海上に於ける危險、貿易の行はるゝ場所の制限、政府の船舶收用等は相重なりて、平生海運業の外國より收めたる運賃の收入に減少を來すこと、第二對外放資の内にて、交戰國を放資地とするものは開戰以來利子の支拂を停止せられたること、第三戰爭の下に國家が大なる消費を行ひつゝある一面に於て、多數の壯丁を兵員に徵募して、戰爭に従はしめ、生産業に従ひ來れる工場を改造して、軍需品の工場たらしむる以上は、軍需品に對する需要の増加、内國生産用貨物の供給減少を惹起し、之を補充するの必要より、輸入貿易の増進を促すことは戰爭開始以來、今日に至る間英國の經

濟社會に現はれたる變動の重なるものにして、既に第一、第二の事情ありて、一方に第三の事情ある以上は、英國の國際貸借は逆勢に陥り、外債の募集と對外放資の回收とに依らざれば、貸借の均衡を支持し難きに至れり。茲に於てか多數の論者は之を以て英國戰時經濟の危機なりとし、而して此危機を誘致したるものは即ち年來の自由貿易政策に外ならずとし、以て自由貿易排斥の論據を求むるに急ならんとす。

然れども以上の所説の如きは、單に事物の一面のみを觀察して、輕燥なる結論を試みんとするものに外ならず。假に論者の唱道する如く、自由貿易政策を以て不可なりとし、又殊に戰時國民の生活を安全ならしむるに堪へざるものなりとし、英國が戰爭に備うる爲めに、或る時期より自由貿易の政策を矯め、内國に農業を維持して、以て食料品の自給を計畫したりとすれば、果して實際に如何なる結果を生じたりや。食料品の内國に供給せらるゝものゝ豊富なる以上は、戰爭の進行に依て、此方面に大なる供給の缺乏を招がざるを得べしと雖も、農業の國內に繁榮する一面に於て、工業の發達今日の如く爲らざるに於ては、軍需品として工藝品の輸入を

海外に仰ぐの勢依然たるものあり、此點に於て戰爭と共に、國際貸借の不均衡を來さざるを得ず。英國が三年に近き戰爭に堪へて、國力に著しき破綻を現はさず、持久力と戰鬥力との頗る鞏固なるを示しつゝあるは、畢竟海上に於ける海軍並に海運の實力と世界の貿易並に金融を統制する地位とに基くものにして、而して英國が此實力を備へ、又此地位を占むるを得たるは、自由貿易政策の結果と云はざるを得ず。英國が從來貿易上の針路に何等の制限を加へず、國民をして其好む所に物資を賣却せしむると共に、其好む所より物資を購入せしめたるは、即ち貿易の發展を促したる根本原因にして、斯く貿易の發達するに隨て、海運業も亦伸張せざるを得ず。英國の海運業が今回の戰爭に於て、運送船補助軍艦等の任務に就きて、軍事上の行動を助くると共に、國民の需要する物資を自由に供給するの用を爲したるは、争う可からざる事實に屬し、雷に是等の點に於て、英國一箇の利益と爲れるのみならず、聯合諸國全體の利益と爲れることを知る可く、若しも英國にして平生保護貿易の下に國際間の通商を制限し、海運業の發達をも妨げたらんには、到底斯る効果を期待す可からざりしや論を俟たず。佛蘭西が戰時の輸送に就て、常に英國よ

り大なる援助を仰がざるを得ざるの地位に居れるが如き、此一例とす可きなり。英國が年來自由貿易の下に、國際間の通商を自由にし、其財力を涵養したる一事は今回の戦争に於て持久戦の状態に堪へしめ、聯合諸國に向つて、物資の援助を致さしむるを得るの原因と爲れることを疑う可からず。即ち自由貿易は英國の商工業をして有利なる方嚮に發達せしめ、事變に臨んで大なる財力を發揚するに至らしめたるのみならず、倫敦をして世界金融の中心市場たらしめたるの結果、今回の戦争に臨んで、倫敦が此中心市場たるの地位を利用し、合衆國其他の方面に信用を開通して、以て對外債務の決済に資するを得たるの效果舉げて數ふ可からず。論者は英國が自由貿易の下に、外國物資の供給に依頼して、國民生活を全うするの狀態に居るの弊を指摘し、進んで戦時此供給の増加に基く對外債務の加重を以て、英國經濟組織の弱點とすれども、斯る弱點の存する一面に於て、此弱點を補充する實力の涵養せられつゝあるは、明白の事實にして、論者が英國經濟組織の弱點のみを認め、之を擧ぐるに急なる一方に、此弱點の補正せらるゝ道を示さざるは陋とす可し。若しも英國が歐洲戦後保護貿易主義、又は貿易の制限を生ず可き政策を採

用し、歐洲を區劃して、二箇の經濟組織とし、之を互に競争するに至らしめんか、曩に論述したる事情の下に、中立諸國をして中央歐羅巴の諸國に接近せしむるは、免かれ難き事實とす可く、英國の國際貿易は自ら制限せられて、從來の利益を喪失せざるを得ざるなり。

保護貿易論者は保護政策を以て、一國の自給自足主義を全うする所以なりとする議論を主張して已まず。思ふに歐洲大陸諸國が從來保護關稅を實行し、殊に之を農業に適用したるは、自給自足の經濟生活を實現することを目的としたるや、論を俟たず。然らば此種の希望は果して之を到達するを得たりやと云ふに、此點に於て今回の戦争は反對の材料を世上に示したり。即ち開戦と相前後して、交戦諸國中、獨逸、佛蘭西、奧地利の如きは、平生穀物に賦課し來れる輸入税を全廢したり。思ふに諸國が開戦の際、急遽輸入税を廢止したるは、輸入税の賦課に依て穀物輸入の妨害せらるゝ勢を除き、戦時外國の供給を自由にして、以て内國に於ける現在高を豊富ならしむるの必要に出でたるものなる可し。若しも平生保護政策の下に、諸國が自給自足の經濟生活を營み居るものとせんか、戦時に臨んで、特に輸入税を

撤廢して、外國の供給を盛ならしむるの必要を存せず、外國穀物供給高の有無の如き殆ど意を介するを要せざる所なるに拘はらず、事實は斯の如く爲らす、外國の供給を收むる爲めに、年來の主義を枉げて、農業關稅を撤廢したるの事實に徴せんか、獨、佛、埃の諸國は最近二三十年間保護關稅を以て、商業政策の方針を一貫して、尙ほ自給自足の状態に遠ざかることの甚だ大なりしを知る可きなり。而して戰時國家に收入を要することの大なる秋に於て、諸國が穀物關稅撤廢の爲めに、收入を減じ、歳計上に缺損を招きたるの損失の如き、之を擧げざるを得ず。

之を要するに一朝の戰爭に依て、國際間に生じたる國の分野を戦後に繼續し、其分野の間に商業の行はるゝ道を制限して、戦時に醸成せられたる敵對反抗の念を戦後に濃厚ならしめんとするが如き、世界文明の大道に反するの措置とせざるを得ず。歐洲諸國が二箇の分野に劃せられたる後に於ては、互に歐洲に於て相争ふは勿論中立諸國の市場に於ても、互に他を遇するに敵國を以てするに至る可し。斯の如きは世界文明の大勢に逆行するものにして、歐洲の商業政策を導くに斯る方嚮を以てせんか、今回の戰爭終熄後、期年ならずして、再度の争端の貿易上の關係

に依て、誘發せらるゝを見るに至らんのみ。始め巴里經濟會議が開催せられんとするや、關係諸國の間に戦後の商業政策に就て或る期待を懷くに至らしめたるが如しと雖も、一方には其往年の關稅改革論以上に不結果に終る可きの故を以て、冷眼視する者ありき。而して今日に至つて冷靜に觀察すれば、經濟會議の決議が遽に成立して、三段關稅則又は五段關稅則の如きものゝ下に、列國の關稅政策の支配せらるゝに至ることを望む能はず。假令ひ近き將來に干戈を動かす可きことを想像し、其準備として、極端なる保護關稅則の下に、自給自足の經濟生活を營まんとするの國ありとするも、其目的を達して孤立状態に陥れるの時には、國力疲弊して、戰爭に従ひ難く、又戰爭に堪ゆる爲めに、國力を培養せんとして、外國と貿易を行ひ、國際間に有無相通ずるの方針に出でんか、一朝の戰爭に依て、外國との交通の杜絶したることに依て、國力の維持に大なる支障を生ぜざるを得ず。歐洲戰爭の實驗に依て、交戰諸國が求めて孤立經濟を營み、自給自足の生活を全うせんとして、貿易を制限するに至る可しと云ふが如き、吾輩は根據に乏しき推測として、之を排斥せんとするものなり。